

特定創業支援等事業

特定創業支援等事業を修了されると、我孫子市創業支援補助金の他にも様々な特例を受けることが出来ます。詳しい内容は下記QRコードから、市ホームページ「創業支援等事業」でご参照ください。

◆実践創業塾（4日間）※年一回開催

主催：我孫子市 / NPO法人ACOBA

【令和6年度】 8/25・9/8・9/22・10/6開催 隔週日曜日9時～17時

・会場：我孫子市役所庁舎分館1F 大・中会議室 ・受講費：8,000円 ・定員：25名

・対象：起業を本格的に目指す方、創業して間もない方 ※市内で起業する方、市内事業者優先

地元開催で仲間が出来ます！
ネットワークが広がります！

◆女性起業ラボ（7日間）※年一回開催

主催：我孫子市商工会 / 共催：我孫子市

【令和6年度】 R7 ①1/17（金）②1/24（金）③1/31（金）④2/7（金）⑤2/14（金）

⑥3/15（土）⑦3/21（金）開催時間：①②③④⑤⑦ 9時30分～12時30分

※⑥は11時～15時チャレンジマーケット

・会場：我孫子市商工会 ・受講費：3,000円 ・定員：20名

・対象：プチ起業を目指す方、創業して間もない方 ※市内で起業する方、市内事業者優先

◆創業スクール（4日間 + 1日面談）※年二回開催

主催：千葉県信用保証協会 / 共催：我孫子市他

【令和6年度】

・日時：（下期）1/11・1/18・1/25・2/1開催 毎週土曜日10時～16時

・会場：幕張テクノガーデン大会議室 ・受講費：無料 ・定員：30名

・対象：県内で創業予定の方や創業して間もない方



市の創業支援メニュー

起業やビジネスに役立つ相談窓口やイベントを開催しています。是非、ご活用ください。
(無料)



ワンストップ相談窓口
創業時の様々な課題解決をサポートします。



ビジネス交流会

ビジネスに必須の人脈づくりができる交流会を開催しています。



起業個別相談会

ビジネスに関する様々な悩みを専門家に相談できます。



女性起業支援

起業に役立つ講演や、女性同士のネットワークづくりができる交流会を開催しています。



起業・創業にチャレンジする人を応援します！！

我孫子市

創業支援補助金制度



上限 60万円
補助率：2分の1

我孫子市では、新規事業の創出を促進し、産業の活性化を図るため、市内の空きテナント等を利用して事業をスタートする方に対し、賃料の一部を補助します。
(※予算には限りがありますので、活用を検討されている方は事前にご相談ください。)

◆補助額

補助対象経費：事業所等賃借料

補助対象期間：1年間

補助率：2分の1

補助限度額：市域西側地区 4万円／月

(年額 48万円)

市域東側地区 5万円／月

(年額 60万円)

【試算式】

$$\text{月額賃料} \times \frac{1}{2} \times 12\text{月}$$

= 円／月
※左記の補助限度額が上限となります。

・月額賃料に駐車場賃借等の経費は含まれません。
・1,000円未満の端数は切り捨てます。

◆補助対象者

◎申請時に創業から5年を経過しない方

◎創業塾/女性起業ラボ/創業スクールを終了していること

・個人：我孫子市内に居住していること

・法人：本店所在地が我孫子市内であること

・我孫子市商工会に入会すること

など

◆補助対象物件の注意点

・仮設、臨時など恒常的でないもの及び住居兼用のものは対象となりません。

・用途が都市計画法・建築基準法、その他の関係法令に違反していないもの。

⚠ 賃借物件の契約前に建物の用途制限(事業所等として活用が可能か)を必ずご確認ください。用途が不適格の場合、補助対象となりません。

※詳細は次ページ以降をご覧ください。また、市HP「我孫子市創業支援補助金」の“よくある質問Q&A”をご参照ください。尚、補助金対象期間に、申請時の条件と異なる（補助金対象とならない）形態に変更して事業をされている場合や、商工会費未納等の場合は、補助金を取消しさせていただく場合があります。

【お問い合わせ先】

我孫子市 環境経済部 企業立地推進課

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地 我孫子市役所 別館2階

TEL:04-7185-2214 FAX:04-7185-2215 MAIL: sougyou@city.abiko.chiba.jp

<http://www.city.abiko.chiba.jp/jigyousha/sougyousha/sougyouhojyokin.html>



◎補助額

補助対象経費	補助対象期間	補助率	補助限度額
事業所等賃借料 (駐車場賃借料、敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、その他これらに類する費用及び消費税を除く。)	交付決定日の属する月の翌月から1年間	1/2	市域西側地区 月額4万円 (年額48万円)
			市域東側地区 月額5万円 (年額60万円)

市域東側地区

(大字名) 都部、都部新田、湖北台1丁目～10丁目、中峠、中峠、中里新田、古戸、日秀、新木、新木野1丁目～4丁目、南新木1丁目～4丁目、布佐西町、布佐1丁目、布佐、布佐平和台1丁目～7丁目、江藏地、都、新々田、三河屋新田、相島新田、大作新田、布佐下新田、浅間前新田

※上記以外の地区を市域西側地区とする。

◎補助対象者

◆申請年度内に創業する方 又は◆申請時に創業から5年を経過しない方

以下のすべてに該当するもの（※詳細は我孫子市創業支援補助金交付要綱をご参照ください。）

- (1) 市内の空きテナント等を賃借して事業を行うこと。（原則申請者名義での賃貸契約）
- (2) 我孫子市の特定創業支援等事業による支援を受けていること。
- (3) 個人事業者：実績報告までに市内に居住していること。
法人：実績報告までに市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 創業に際して法律に基づく資格が必要な場合は、当該資格を有し、又は創業までに有する見込みがあること。
- (6) 申請物件において2年以上継続して営業することが見込まれること。
- (7) 我孫子市商工会に入会すること。
- (8) 申請物件の所有者又は貸主が近親者ではないこと。また雇用関係ないこと。
- (9) 事務所等の賃借に対するほかの補助金、助成金等を受けていないこと。
- (10) 千葉県信用保証協会の保証の対象となる中小企業者であること。
- (11) 我孫子市創業支援補助金交付要綱第3条第11号から第14号までに該当すること。
(暴力団員等でないこと等)

※特定創業支援等事業の詳細は裏面参照

◎対象外事業

こちらは一例です。
詳しくは、お問い合わせください。

- ・農林漁業（一部業種を除く。）
- ・金融・保険業
(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。)
- ・投機を目的とする土地売買業
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

◎交付申請書の添付書類

共通

- ・市税の滞納がないことを市長が証明する書類（※）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・事業所等の賃貸借契約書の写し（申請者の名義であること）
- ・事業所等の位置図及び平面図
- ・営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合）（★）
- ・我孫子市商工会に入会したことを証明する書類の写し（★）

個人事業者の場合

- ・住民票の写し（※）（★）
- ・個人事業の開廃業等届出書の写し（★）
e-TAX（国税電子申告・納税システム）で申請した場合は、「受信通知」及び「申請データ（開業日を確認するため）」の写しをご提出下さい。

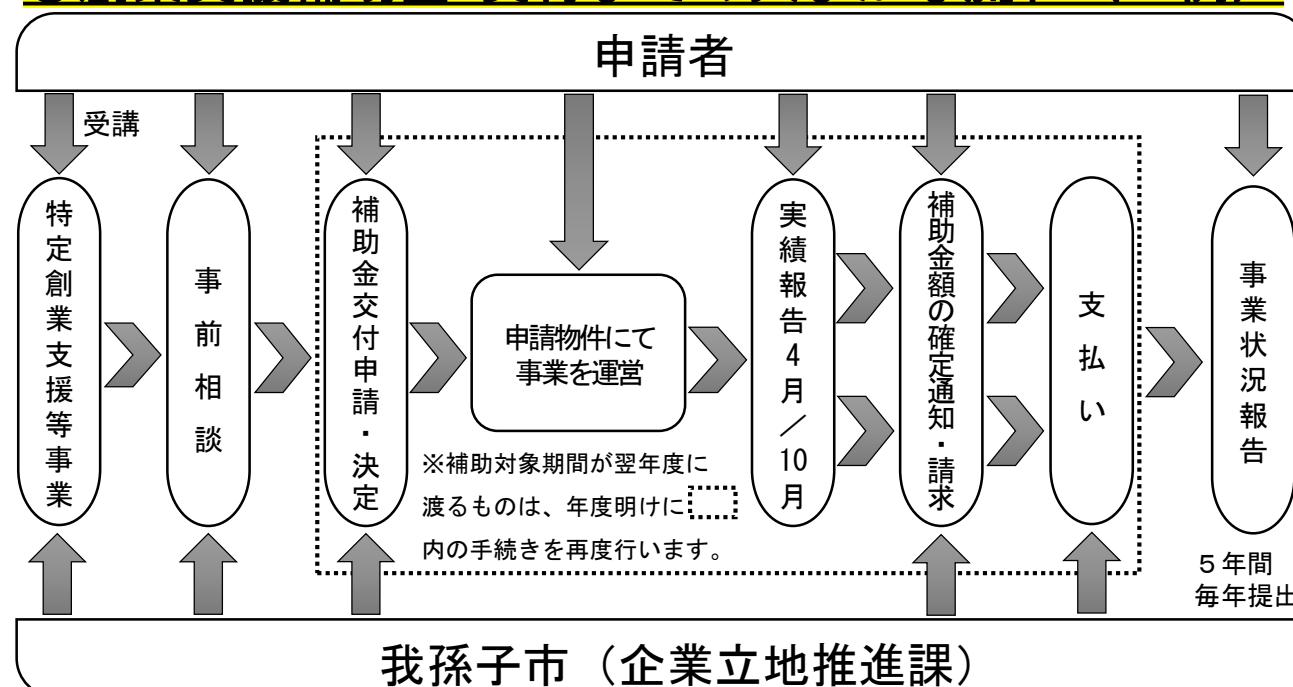
法人の場合

- ・定款又はこれに準ずるもの（★）
- ・登記事項証明書の写し（★）

※市が保有する公簿等により確認できる書類のため、同意を頂ける場合は省略可。

★交付申請時に添付できない合理的な理由がある場合のみ、初回の実績報告までに提出することができます。事前にご相談ください。

◎創業支援補助金 交付までの大まかな流れ（一例）



あびこ創業・事業物件ナビ

オフィスや店舗は見つかりましたか？
みなさんの物件探しをサポートします！
ぜひ、ご活用ください！！

※千葉県宅地建物取引業協会が運営する不動産情報サイト
「はとらぶ」や当協会に加盟している不動産事業者の情報を掲載しています。

あびこ創業・事業物件ナビ 検索



→我孫子市HP
QRコード